

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	37
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	37
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	37
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	38
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	38
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	38

告 示

北海道告示第632号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（びふか地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成30年9月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年9月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第633号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、奈井江町巖島地区及び京極南地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成30年9月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年9月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年9月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第635号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年9月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 白老郡白老町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び白老町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第636号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年9月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	北海道告示第638号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成30年9月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 江別長沼線 江別市江別太572番1地先から 平成30. 9.20 同市江別太702番29地先まで
2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （ア）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び初山別村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第637号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。 平成30年9月18日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1941号 (2) 所在が不明な者 毛利 賢藏 (3) 掲 示 場 所 陸別町役場 2(1) 通 知 の 内 容 平成30年農林水産省告示第1941号 (2) 所在が不明な者 中村 一三四、平岡 俊彦 (3) 掲 示 場 所 幕別町役場	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第143号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年9月18日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 7台分 一式 2 落札を決定した日 平成30年8月28日 3 落札者の氏名及び住所 （1）氏 名 大丸株式会社 （2）住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 4 落札金額 27,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年7月10日付け北海道渡島総合振興局告示第121号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 （1）名 称 北海道渡島総合振興局総務課 （2）所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道上川総合振興局告示第131号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年9月18日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。）一式

(1) その1 1台及び1月当たり 6,400枚

(2) その2 1台及び1月当たり 25,300枚

(3) その3 6台及び1月当たり 29,200枚

2 落札を決定した日

平成30年8月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 株式会社NO.1

イ 住 所 東京都千代田区内幸町1丁目5番2号 内幸町平和ビル19階

(2) 1の(3)

ア 氏 名 日本タイプ事務器株式会社

イ 住 所 旭川市9条通7丁目右3号

4 落札金額

(1) 基本料金 5,500円

複写料金 0.78円

(2) 基本料金 6,200円

複写料金 0.68円

(3) 基本料金 0円

複写料金 1.44円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年7月10日付け北海道上川総合振興局告示第95号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号